

坂戸市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程

制定	平成11年 1月27日 (告示第 6号)
改正	平成11年 5月20日 (告示第 56号)
	平成12年 3月31日 (告示第 44号)
	平成12年11月 7日 (告示第132号)
	平成14年12月20日 (告示第159号)
	平成16年12月20日 (告示第244号)
	平成18年 1月24日 (告示第 20号)
	平成20年 8月 7日 (告示第236号)
	平成22年 8月 5日 (告示第217号)
	平成29年 8月10日 (告示第203号)
	令和元年 8月 5日 (告示第 65号)
	令和 4年 4月 1日 (告示第 87号)
	令和 4年 8月15日 (告示第254号)

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき市が締結する契約のうち、坂戸市工事請負業者等指名委員会規程（昭和47年訓令第2号）第3条第1項に規定する額を超える契約で、次の各号に掲げる契約に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 建設工事の請負の契約
- (2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務（以下「設計・調査・測量」という。）の委託の契約
- (3) 道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務（以下「土木施設維持管理」という。）の委託の契約
- (4) 建設資材の納入、物品等の納入及びその他の業務委託等（以下「物品・その他」という。）の契約

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 年度 4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (2) 資格審査 この規程で定める競争入札等の参加資格に関する市長の審査をいう。
- (3) 資格者名簿 坂戸市建設工事等競争入札参加資格者名簿をいう。
- (4) 新規申請 資格者名簿に登載されていない者が新たに資格審査を受けようとする場合及び資格者名簿に登載されていない業種又は業務について新たに資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (5) 更新申請 資格者名簿に登載されている者が資格者名簿に登載されている業種又は業務について資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (6) 資格審査基準日 資格審査を行うに当たり、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。

ア 建設工事の請負 申請時において有効な建設業法（昭和24年法律第100号）第27

条の23第1項の規定による経営に関する客観的な事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日（複数ある場合は、審査基準日が直近のもの）

イ 建設工事の請負以外 申請時において直近の決算日（決算手続が終了している日付のもの）

(7) 埼玉県電子入札共同システム 埼玉県と市町村が共同運営する電子入札システムをいう。
(競争入札等の参加資格)

第3条 競争入札等に参加することができる者は、資格審査を受け資格者名簿に登載された者とする。

2 資格者名簿に登載された者が、次条第5項各号（建設工事の請負において資格者名簿に登載された者以外の者にあつては、第6号から第8号までを除く。）のいずれかに該当するときは、競争入札等に参加することができない。

3 建設工事の請負において、資格者名簿に登載された者が、当該名簿に登載された業種について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札等に参加することができない。

(1) 建設業法第3条第1項に規定する許可（以下「許可」という。）を受けていないとき。

(2) 経営事項審査を受けていないとき。

4 測量業務において、資格者名簿に登載された者が、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札等に参加することができない。

5 建築関連コンサルタント業務において、資格者名簿に登載された者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札等に参加することができない。

（建設工事の請負に係る資格審査の実施）

第4条 建設工事の請負に係る新規申請の資格審査は、毎年度1回以上、市長が定める時期に実施するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 建設工事の請負に係る更新申請の資格審査は、隔年度に1回実施するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

3 前2項に規定する資格審査の受付方法及び受付期間は、市長が別に定める。

4 前項の資格審査は、業種ごとに行うものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により市の競争入札等に参加させないこととされた者

(3) 第14条第1項第4号若しくは第5号又は同条第2項第2号の規定により資格を抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、市長が不適格であると認める者

(5) 個人の場合にあつては個人市民税、所得税並びに消費税及び地方消費税、法人の場合にあ

つては法人市民税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

- (6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (7) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）
- (8) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行っていない者（当該届出を要しない者を除く。）

6 次の各号のいずれかに該当する業種については、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。

- (1) 許可を受けていない業種
- (2) 資格審査基準日において有効な経営事項審査に基づく総合評定値の通知を受けていない業種

7 次に掲げる場合は、その資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。

- (1) 一度資格審査を受けた業種について、再度資格審査を受けようとする場合
- (2) その他市長が別に定める場合

8 建設工事の請負に係る資格審査を受け、資格者名簿に登載されることができる業種の数は、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について資格審査を受けることはできない。

（建設工事の請負以外に係る資格審査の実施）

第5条 設計・調査・測量に係る資格審査は、建築関連コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建設コンサルタント、測量及びその他の業務ごとに行うものとする。

2 測量業者登録を受けていない者は、測量業務の資格審査を受けることができない。

3 建築士事務所登録を受けていない者は、建築関連コンサルタント業務の資格審査を受けることができない。

4 土木施設維持管理及び物品・その他に係る資格審査は、業務ごとに行うものとする。

5 前条第1項から第3項まで、第5項（第1号から第5号までに係る部分に限る。）、第7項及び第8項の規定は、建設工事の請負以外に係る資格審査に準用する。この場合において、前条第7項及び第8項中「業種」とあるのは、「業務」と読み替えるものとする。

（資格審査申請）

第6条 新規申請をしようとする者は、申請の区分に応じて、市長が定める資格審査申請書を第4条第3項の規定により市長が定める受付期間内に提出しなければならない。

2 新規申請をしようとする者が埼玉県電子入札共同システムに登録されている場合においては、次項の規定による方法で申請しなければならない。

3 更新申請をしようとする者は、申請の区分に応じて埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に申請しなければならない。

4 前3項の規定による申請に当たっては、申請の区分に応じて、市長が定める書類を添付（前2項の規定による申請にあっては、速やかに提出）しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とし、申請内容（人名及び法人名を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。

6 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行わなければならない。

(代理人)

第7条 資格審査を受けようとする者（資格審査を申請した者を含む。）の代理人は、次のとおりとする。

(1) 建設工事の請負に係る代理人

ア 資格審査を受けようとする業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とする。

イ 資格審査を受けようとする業種について許可を受けている営業所に置くこと。

(2) 設計・調査・測量に係る代理人

ア 資格審査を受けようとする業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とする。

イ 測量業務については、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。

ウ 測量業務について資格審査を受けようとする場合において、本店において測量業者登録を受けていないときは、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。

エ 建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。

オ 建築関連コンサルタント業務について資格審査を受けようとする場合において、本店において建築士事務所登録を受けていないときは、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。

(3) 土木施設維持管理に係る代理人の数は、1人とする。

(4) 物品・その他に係る代理人は、資格審査を受けようとする業務ごとに置くことができる。ただし、その数は1業務につき1人とする。

(資格審査及び格付)

第8条 建設工事の請負については、資格審査基準日における経営事項審査の項目及び市長が別に定める項目について審査し、A級、B級、C級及びD級の4級に区分して格付けを行うものとする。

2 建設工事の請負以外については、次に掲げる項目を審査するものとする。

(1) 資格審査基準日を含む直近2年の各営業年度における資格審査申請業務に係る年間平均実績高

(2) 資格審査基準日の直前の決算における自己資本額

(3) 資格審査基準日における職員数

(建設工事の請負等に係る資格審査結果の公表)

第9条 市長は、前条の規定による資格審査の結果を一般に公開するものとする。

(資格者名簿への登載及び公開)

第10条 市長は、第8条の規定による資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

2 資格者名簿は、一般に公開するものとする。

(参加資格の有効期間)

第11条 新規申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格を認定した日からその直前の更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の末日までとする。

2 更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格審査を実施した年度の翌年度の初日から2年間とする。

(変更等の届出)

第12条 資格審査を申請した者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに競争入札参加資格者変更届に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所（建設工事の請負にあつては、主たる営業所の所在地を含む。）、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (3) 法人の代表者の役職名又は氏名若しくは事業主の氏名
- (4) 代理人の役職名、氏名（代理人の新設を含む。）
- (5) 代理人を置く営業所の所在地、名称、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (6) 許可番号又は許可区分
- (7) 許可若しくは登録（測量業者登録及び建築士事務所登録に限る。）の有無
- (8) 中小企業等協同組合等にあつてはその組合員（資格者名簿に登載されている者に限る。）

2 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第5項第1号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があつたとき及び更生計画の認可がなされたとき。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があつたとき及び再生計画の認可がなされたとき。

(参加資格の承継)

第13条 第4条第7項の規定にかかわらず、合併その他の事由により資格審査を申請した者から当該事業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、再審査の申請を行わなければならない。

2 第4条第7項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載された者で、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、再審査の申請を行うことができる。

(資格者名簿からの抹消)

第14条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 第4条第5項第1号、第2号又は第4号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。
- (3) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受け

た場合で極めて悪質であると市長が認めるとき。

(5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めるとき。

2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消することができる。

(1) 第12条第1項又は同条第2項（第3号、第4号及び第5号に係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

3 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について当該名簿から抹消するものとする。

(1) 建設工事の請負にあつては、当該名簿に登録されている業種についての許可を受けていない者となつてから新たに許可を受けることなく90日を経過したとき。

(2) 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。

(3) 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となつてから新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。

(4) 資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき又は当該名簿から抹消を申し出たとき。

（建設工事の請負に係る発注標準額）

第15条 建設工事の請負に係る競争入札等に参加させることができる者は、次の表の右欄に掲げる建設工事の金額に応じ、それぞれ左欄に掲げる級の区分に格付けされた者とする。

級の区分	発 注 標 準 額			
	土 木 一 式 工 事	建 築 一 式 工 事	舗 装 工 事	そ の 他
A 級	3,000万円以上	3,000万円以上	1,500万円以上	その都度市長が定める額
B 級	1,500万円以上 3,000万円未満	1,500万円以上 3,000万円未満	1,000万円以上 1,500万円未満	同 上
C 級	500万円以上 1,500万円未満	500万円以上 1,500万円未満	500万円以上 1,000万円未満	同 上
D 級	500万円未満	500万円未満	500万円未満	同 上

注 発注標準額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額である。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、次の表の左欄に掲げる建設工事について、それぞれ同表の右欄に掲げる級の区分に格付けされた者を競争入札等に参加させることができる。

建 設 工 事	級 の 区 分
1 A級に格付けされた者を参加させるべき建設工事（土木一式工事にあつては発注金額が1億円未満の工事、建築一式工事にあつては発注金額が2億円未満の工事に限る。）	B級
2 B級に格付けされた者を参加させるべき建設工事	A級又はC級
3 C級に格付けされた者を参加させるべき建設工事	B級又はD級
4 D級に格付けされた者を参加させるべき建設工事	C級

3 入札者又は落札者が不在の場合において、更に一般競争入札又は指名競争入札に付そうとする

ときにおける前2項の規定の適用については、前項の表1の項中「B級」とあるのは「B級、C級又はD級」と、同表2の項中「A級又はC級」とあるのは「A級、C級又はD級」と、同表3の項中「B級又はD級」とあるのは「A級、B級又はD級」と、同表4の項中「C級」とあるのは「A級、B級又はC級」とする。

- 4 特別の技術を要する建設工事、小規模な修繕工事、緊急を要する災害復旧工事、単価契約による舗装修繕工事その他特別の理由がある工事の発注に当たっては、前3項の規定によらないことができる。

(資料提出等の請求)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、この規程に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

附 則 (平成11年告示第6号)

- 1 この告示は、平成11年2月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の坂戸市建設工事その他の工事の請負の指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する件に基づき作成された書類及び提出された資格審査申請書その他の書類は、この告示に基づき作成及び提出されたものとみなす。

附 則 (平成11年告示第56号)

この告示は、平成11年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年告示第44号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年告示第132号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年告示第159号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年告示第244号)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に資格者名簿に登載されている者に係る年度の定義、参加資格、変更等の届出、参加資格の承継並びに資格者名簿からの抹消等については、改正後の坂戸市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（以下「新規程」という。）にかかわらず、平成17年5月31日までは、なお従前の例による。
- 3 平成16年度に資格審査を受けた者にあつては、新規程第6条第1項中「新規申請をしようとする者」とあるのは「資格審査申請をしようとする者」と読み替え、同条第2項及び第3項の規定は適用しない。
- 4 平成16年度に資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、新規程第11条の規定にかかわらず、平成17年6月1日から平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成18年告示第20号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年告示第236号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年告示第217号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年告示第203号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年告示第65号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年告示第87号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年告示第254号）

この告示は、公布の日から施行する。